

議案第 2 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 1 5 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）及び建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）の一部改正に伴う新たな手数料を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号）の一部改正に伴う手数料の額の改定を行うほか、条例の規定を整理するため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項標準事務の欄中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項」を加え、同項(1)の目中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項(6)の目中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同目を同項(8)の目とし、同項(5)の目中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同目を同項(7)の目とし、同目の前に次の1目を加える。

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
---	-------------------------

事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
--	--

別表第1の1の項(4)の目を同項(5)の目とし、同項(3)の目中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同目を同項(4)の目とし、同目の前に次の1目を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
--	-------------------------

別表第1の3の項(2)の目エ中「浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち」を「浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、浮き蓋付きの特定屋外貯

蔵タンクのうち」に改め、同目オ中「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置」を「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置」に改め、「掲げる」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、同目オ(ア)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同目オ(イ)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同目オ(ウ)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同目オ(エ)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同目オ(オ)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同目オ(カ)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同目オ(キ)中「未満の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同目オ(ク)中「以上の」の次に「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び」を加え、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表第2の12の5の項の次に次の2項を加える。

12の6 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	27, 000円
12の7 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	27, 000円

別表第2の29の項及び32の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表33の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等

に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表 3 4 の項、3 5 の項及び 3 6 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表 3 7 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の項の改正規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条）			別表第1（第2条）		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)、 第48条第1項及び第2項(これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。)、 第120条	(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書	1通につき450円(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する場合(これらにあっては、100円)	1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)、 第48条第1項及び第2項(これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。)、 第120条	(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する場合(これらにあっては、100円)
	(2) 省略			(2) 省略	
第48条第1項及び第2項(これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。)、 第120条	(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	第48条第1項及び第2項(これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。)、 第120条		

<p>第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務</p>	<p>子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>1通につき750円</p>	<p>第1項</p>	<p>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは</p>	<p>1通につき750円</p>
---	--	------------------	------------	--	------------------

同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の交付

(5) 省略

(6) 戸籍法第120条の3 除籍電子証明書提供用識別

第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理

符号1件につき700円

同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項

\_\_\_\_\_

若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

(4) 省略



組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づ

1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理については、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)

(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付

1通につき350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理については、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)

	く届書等情報の内容の証明書の交付	
	(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円
2 省略		
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 省略 (2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～ウ 省略 エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。))、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮

	(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件 _____につき350円
2 省略		
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 省略 (2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～ウ 省略 エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち       総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮

き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア)～(ク)省略

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,450,000円

き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める額(ア)～(ク)省略

オ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置

\_\_\_\_\_の許可の申請に係る審査次に掲げる\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,720,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,920,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,360,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,410,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,590,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
1,950,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,740,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,640,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
7,240,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
2,270,000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
4,550,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
5,820,000円

	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の <u>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u> <u>8,790,000円</u> カ～シ 省略
(3) 省略	
4～55 省略	
別表第2 (第2条)	
手数料を徴収する事務	金額
1～12の5 省略	
12の6 <u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>
12の7 <u>建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>
13～28 省略	

	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の_____ _____ _____ <u>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</u> <u>7,070,000円</u> カ～シ 省略
(3) 省略	
4～55 省略	
別表第2 (第2条)	
手数料を徴収する事務	金額
1～12の5 省略	
13～28 省略	

<p>2 9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(34の項及び37の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に規定する断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2) ～(3) 省略</p>	<p>2 9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(34の項及び37の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に規定する断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2) ～(3) 省略</p>
<p>3 0～3 1 省略</p>		<p>3 0～3 1 省略</p>	
<p>3 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12</p>	<p>省略</p>	<p>3 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12</p>	<p>省略</p>

<p>条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>		<p>条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	
<p>3.3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	<p>3.3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>
<p>3.4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住</p>	<p>3.4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住</p>



	<p>宅性能表示基準別表 1 に規定する断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表 2-1 に規定する断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上) と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2) ～(4) 省略</p>
<p>3 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同法第 3 6 条第 2 項において準用する同法第 3 5 条第 2 項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>省略</p>
<p>3 6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第 3 4 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー</p>	<p>省略</p>

	<p>宅性能表示基準別表 1 に規定する断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費量等級 6 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律) の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表 2-1 に規定する断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上) と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2) ～(4) 省略</p>
<p>3 5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同法第 3 6 条第 2 項において準用する同法第 3 5 条第 2 項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>省略</p>
<p>3 6 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第 3 4 条第 1 項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第 3 6 条第 1 項の規定による建築物エネルギー</p>	<p>省略</p>

<p>一消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査</p>		<p>一消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査</p>	
<p>37 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第35条第1項の認定に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>第25条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの（都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若し</p>	<p>37 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第35条第1項の認定に係る<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>第25条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの（都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若し</p>

	<p>くは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3以上)と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2)～(3) 省略</p>		<p>くは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3以上)と認められたものである場合 ア～ウ 省略 (2)～(3) 省略</p>
38～55 省略		38～55 省略	
備考 省略		備考 省略	